

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

秋田県事業承継資金融資特別保証制度

バトンタッチ

保証限度額
最大
2億円

事業承継したいが、
次期社長を自分の作った
借入金の保証人にするのは
申し訳ない…

現経営者



社長になるのは良いが、
借入金の保証人になるのは
ちょっといやだな…

後継者



県内の中小企業の皆様の円滑な事業承継を支援するため、
一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする制度です。

詳しくは裏面をご覧ください。

経営者保証 **不要**

保証料全額 **負担なし**

経営者保証ありの
既存借入金 についても **借り換え可能**

 秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>



制度概要

	事業承継前	事業承継後
対 象 者	保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人	令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方
	次の①～④までに定めるすべての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	
貸付限度額	2億円	
貸付期間	10年以内(据置期間1年以内)	
資金使途	経営者保証を提供している既往借入金の返済資金の他、事業に必要な運転・設備資金	事業承継前における経営者保証を提供している既往借入金の返済資金
連帯保証人/担保	徴求しない/必要に応じて徴求	
貸付金利	1.30%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は1.10%)	
信用保証料	0%(全額県が補給)	
受付場所	与信取引のある金融機関	
必要書類	当協会の申込書類のほか、次の書類を添付してお申込みください。 (1)事業承継計画書 (2)財務要件等確認書 (3)借換債務等確認書(申込金融機関からの借入金を借り換える場合) (4)他行借換依頼書兼確認書(申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合) (5)事業承継時判断材料チェックシート (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、金利引き下げの適用を受ける場合)	

経営者保証コーディネーターについて

経営者保証コーディネーターとは、秋田県事業承継・引継ぎ支援センターに所属する経営者保証解除の支援を行う専門家です。「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき、経営者保証解除の判断に資する情報の整理・見える化を行い、経営者保証解除に向けたアドバイスや中小企業と金融機関との目線合わせなどをサポートします。

■経営者保証コーディネーター相談窓口

秋田県事業承継・引継ぎ支援センター

〒010-0951 秋田市山王二丁目1-40 田口ビル5F

TEL:018-883-3551 FAX:018-864-6660

まずはお近くの保証協会へお問い合わせください！

<input type="checkbox"/> 経営支援部	TEL 018(863)9015	FAX 018(863)9188	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館3階)
<input type="checkbox"/> 秋田東営業室	TEL 018(863)9016	FAX 018(863)9010	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館2階)
<input type="checkbox"/> 秋田西営業室	TEL 018(863)9018	FAX 018(863)9010	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館2階)
<input type="checkbox"/> 大館支所	TEL 0186(49)2281	FAX 0186(49)2280	〒017-0897 大館市字三の丸90番地
<input type="checkbox"/> 能代支所	TEL 0185(54)2377	FAX 0185(55)2264	〒016-0817 能代市上町6番28号
<input type="checkbox"/> 本荘支所	TEL 0184(22)5330	FAX 0184(22)5332	〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
<input type="checkbox"/> 大曲支所	TEL 0187(63)1811	FAX 0187(63)1812	〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
<input type="checkbox"/> 横手・湯沢支所	TEL 0182(32)2361	FAX 0182(32)2363	〒013-0046 横手市神明町2番27号